

※保護者の方へ：必ず読んでから接種してください。

五種混合ワクチン（ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ・H i b）予防接種を受けるにあたっての説明

1. ワクチンの効果と副反応

百日せき、ジフテリア、破傷風、ポリオ（急性灰白髄炎）およびH i b（インフルエンザb型）による感染症を予防する効果が期待できます。

副反応としては、注射部位の症状として紅斑、硬結（しこり）、腫脹（はれ）、疼痛など、全身症状として発熱などがあらわれるほか、食欲減退、過眠症、気分変化、泣き、不眠症などがあらわれることがあります。非常にまれですが、重大な副反応として（1）ショック、アナフィラキシー（じんましん、呼吸困難、血管浮腫など）、（2）血小板減少性紫斑病（接種後数日から、3週間ごろにあらわれる紫斑、鼻出血、口腔粘膜出血など）、（3）脳症（発熱、四肢麻痺、けいれん、意識障害など）、（4）けいれん（接種直後から数日まで）があらわれることがあります。なお、副反応による健康被害が生じた場合の救済については、健康被害を受けた人または家族が独立行政法人、医薬品医療機器総合機構法に基づいて手続きを行うことになります。

2. 接種にあたっての注意事項

これまでに、四種混合およびH i b ワクチンで接種を進めている場合は、原則として同じ種類のワクチンを接種することとなっています。

予防接種の実施においては、体調の良い日に行うことが原則です。お子様の健康状態が良好でない場合には、かかりつけ医等に相談のうえ、接種するか否かを決めてください。

また、お子様が以下の状態のときには予防接種を見合わせてください。

- ①明らかに発熱（通常 37.5℃以上をいいます）があるとき
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかなとき
- ③本剤の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかなとき
- ④3 か月以内に輸血・ガンマグロブリンを注射している場合
- ⑤その他、医師が不適当な状態と判断した場合

【予防接種を受ける際にかかりつけ医とよく相談しなくてはならない人】

- ①発育が遅く、医師や保健師の指導を継続して受けている人
- ②風邪などの引きはじめと思われる人
- ③心臓病、腎臓病、肝臓病、血液の病気などの基礎疾患がある人
- ④予防接種を受けたときに、接種後2日以内に発熱、発しん、じんましんなどのアレルギーを疑う症状がみられた人
- ⑤今までにけいれんを起こしたことがある人
- ⑥過去に免疫不全と診断されたことがある人および近親者に先天性免疫不全症の人がいる人
- ⑦五種混合ワクチンの成分に対してアレルギーを起こす可能性のある人

3. 予防接種による健康被害救済制度について

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

健康被害の程度に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。

ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものなのか、別の要因（予防接種をする前あるいは後の紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審査し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

※給付申請の必要が生じた場合には、湯沢市子ども未来課へご連絡ください。

4. 接種後の注意

- ① 予防接種を受けた後 30 分間は、実施場所でお子さんの様子を観察しましょう。
- ② 接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすらないようにしましょう。また、激しい運動はさけましょう。
- ③ 予防接種後 1 か月間は、抜歯・扁桃腺摘出術・ヘルニア手術等は原則としてさけることが望ましいといわれています。

【問い合わせ】

湯沢市子ども未来課（こども家庭センター）
子ども子育て応援班 電話：55-8275